

市第 198 号議案

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 3 月11日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(1) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の 1 歳到達日から 1 年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(4) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ 次条第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の 1 歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする

育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後であるとき又は当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。) 当該子が 1 歳 2 箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起

算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する出産休暇を受けることにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1 歳から 1 歳 6 箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が 1 歳 6 箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の 1 歳到達日（

当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の 1 歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合

第 3 条に次の 2 号を加える。

- (6) 第 2 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当すること。
- (7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第 8 条を次のように改める。

(部分休業を請求することができない職員)

第 8 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定す

る短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

第9条中「、1日を通じて2時間（育児時間（横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）第4条第1項第13号に規定する育児時間をいう。）を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で」を削り、同条に次の2項を加える。

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。）以外の職員に対する前項の承認については、1日につき、2時間（育児時間（横浜市一般職職員の休暇に関する条例第4条第1項第13号に規定する育児時間又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間をいう。以下同じ。）を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1項の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（育児時間を承認されている非常勤職員については、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

附 則

この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業及び部分休業をすることができない非常勤職員の範囲並びに非常勤職員の育児休業の期間及び部分休業の時間を定める等のため、横浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（育児休業をすることができない職員）

第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（第 1 号及び第 2 号省略）

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(7) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が 1 年以上である非常勤職員

(4) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の 1 歳到達日から 1 年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(4) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ 次条第 3 号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の 1 歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子につい

て、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日)

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第 3 号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の 1 歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の 1 歳到達日の翌日後であるとき又は当該地方等育児休業の期間の初日前であるときを除く。） 当該子が 1 歳 2 箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の 1 歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成 4 年 3 月横浜市条例第 3 号）第 4 条第 1 項第 3 号に規定する出産休暇を受けることにより勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう

。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、
当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育

児休業をしている場合

イ 当該子の 1 歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として市長が定める場合

(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第 2 条の 3 (本文省略)
第 2 条の 2

(育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情)

第 3 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(第 1 号から第 5 号まで省略)

(6) 第 2 条の 2 第 3 号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(部分休業を請求することができない職員)
(部分休業をすることができない職員)

第 8 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(1) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員 (地方公務員法 (昭和 25 年法律第 261 号) 第 28 条の 5 第 1 項に規定す

る短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

（部分休業の承認）

第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間（育児時間（横浜市一般職職員の休暇に関する条例（平成4年3月横浜市条例第3号）第4条第1項第13号に規定する育児時間をいう。）を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。次項において同じ。）以外の職員に対する前項の承認については、1日につき、2時間（育児時間（横浜市一般職職員の休暇に関する条例第4条第1項第13号に規定する育児時間又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間をいう。以下同じ。）を承認されている職員については、2時間から当該育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1項の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（育児時間を承認されている非常勤職員については、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2

時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。